

事業所運営規程（指定居宅介護支援）

ぐるんとびーケアプランセンター

第1条（事業の目的）

株式会社ぐるんとびーが開設するぐるんとびーケアプランセンター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態、医療行為の必要がある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援サービスを提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保険医療及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、介護保険施設、医療機関等との連携に努める。
- 5 事業の実施に当たっては、前四項の他、「介護保険法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準〈厚生労働省令第38号〉」に定める内容を遵守する。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- （1） 名称 ぐるんとびーケアプランセンター
- （2） 所在地 神奈川県藤沢市石川693-6

第4条（職員の職種、員数、及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 1名（主任介護支援専門員と兼務）： 管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 2 主任介護支援専門員 1名 介護支援専門員 2名以上： 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日（祝日含む） 営業時間 8：30～17：30
- 2 休業日 12月29日～1月3日

第6条（居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

- 1 指定居宅介護支援の提供方法, 内容は次の通りとする。

（1）利用者の相談を受ける場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行う。

（2）使用する課題分析票の種類 利用者の状況を勘案し、書式化された独自書式のアセスメント表を使用する。

（3）初回、更新時、区分変更時の他必要と認められる場合にサービス担当者会議を開催する。開催場所は利用者宅及び事業所内、その他必要と認められる場所において開催する。

（4）介護支援専門員の居宅訪問頻度 1か月1回、又は必要に応じて月1回以上。

- 2 利用料について

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準のものとし、法定代理受領サービスである時には、利用者からの支払いは受けないものとする。

次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、公共交通機関を利用した場合には実費を徴収する。

第7条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、藤沢市の区域とする。

第8条（事故発生時の対応）

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

第9条（苦情・ハラスメント処理）

- 1 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第4項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法23条の規定により市町村が行う文書その他の物件提出若しくは提示を求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援などに対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第10条（虐待防止に関する事項）

1 事業所は、利用者の人権の擁護、身体拘束等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待、身体拘束を防止するための従業者に対する研修の実施
- （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （3）その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第11条（身体拘束に関する事項）

1 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

第12条（事業継続計画）

事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じる。

- （1）事業者は、介護支援専門員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。

(2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う。

第13条（感染症予防、まん延防止の対策）

事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じる。

- (1) 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための検討委員会をおおむね6月に一回以上開催するとともに、その結果を介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所は、介護支援専門員に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第14条（その他の運営に関する留意事項）

- 1 事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防などの事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内2週間程度
 - (2) 虐待防止に関する研修年1回
 - (3) 権利擁護に関する研修年1回
 - (4) 認知症ケアに関する研修年1回
 - (5) 介護予防に関する研修年1回
 - (6) 感染症に関する研修年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。（守秘義務に準ずる）
- 3 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。）から5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ぐるんとびーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

■附則

この規程は、令和４年６月１日から施行する。

この規定は、令和５年６月１９日から施行する

この規定は、令和５年１０月１日から施行する

この規定は、令和６年２月１日から施行する

この規程は、令和６年４月１日から施行する